

事務連絡
令和8年2月6日

各〔都道府県
市町村〕こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る社会福祉法上の事業区分等について

子ども・子育て支援の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第2号及び第4項第4号において、常時保護を受ける者が20人以上の事業が第二種社会福祉事業に該当するものとされているところです。

今般、これらの規定に基づく乳児等通園支援事業の法における事業区分等について、下記のとおり周知いたしますので、本内容について御了知いただくとともに、管内の乳児等通園支援事業を実施する事業者等に対し、適切に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 事業区分について

乳児等通園支援事業については、法第2条第3項第2号及び第4項第4号において、常時保護を受ける者が20人以上の事業が第二種社会福祉事業に該当するものと規定されている。

同号の小規模事業の規定は、小規模事業については、法による各種の規定に従わせる必要性が乏しく、また多くは個人の慈善心によるものであってその弊害も少ないと考えられることから、社会福祉事業には含まれない旨を定めたものであり、同号の規定が適用されるか否かを判断するに当たっては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第3条第2項に規定する「一月当たりの利用定員」を参考に、実態として小規模であり、社会福祉事業とするにはふさわしくないものか、という観点で判断すること。

2 定款への記載について

社会福祉法人が乳児等通園支援事業を第二種社会福祉事業に該当するものとして実施するに当たっては、法に基づき、定款に定める必要がある。各法人において、所定の手続きを経て所轄庁へ定款の認可申請を行い、所轄庁の認可を得ること。

また、乳児等通園支援事業が法第2条第4項第4号の規定により社会福祉事業に該当せず、公益事業として実施する場合についても原則として定款に定める必要があること。ただし、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款に定めることを要しないこと。

3 税制上の措置について

乳児等通園支援事業については、次に掲げる税に関する非課税措置が講じられていること。

ア 乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等に係る消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第二第七号ロ及びハ、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の3第1項第1号）

イ 乳児等通園支援事業の用に供する不動産に係る不動産取得税（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の10第2項第6号）

ウ 乳児等通園支援事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税（地方税法施行令第49条の15第2項第9号）

エ 乳児等通園支援事業の用に供する事業所税（地方税法施行令第56条の26の5）

※ イからエまでの税に関する非課税措置の対象となる乳児等通園支援事業は、第二種社会福祉事業に該当するものに限る。

以上

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課

企画法令第一係・地域支援係

E-mail : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

(参照条文)

●児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第六条の三 （略）

②～②② （略）

②③ この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

●社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 （略）

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一～三 （略）

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 （略）

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～二 （略）

三 社会福祉事業の種類

四～十 (略)

十一 公益事業を行う場合には、その種類

十二～十五 (略)

2～6 (略)

●特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）（抄）

第三条 (略)

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

●消費税法（昭和63年法律第108号）（抄）

（非課税）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

2 (略)

別表第二（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）

一～六 (略)

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ (略)

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

八～十三 (略)

●消費税法施行令（昭和63年政令第360号）（抄）

（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）

第十四条の三 法別表第二第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法第六条の三第二十三項（定義）に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等（法別表第二第七号ロに掲げるものを除く。）並びに児童福祉法第七条第一項（定義）に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等（同号ロに掲げるものを除く。）及び同項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するもの
二～八 （略）

●地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）

（用途による不動産取得税の非課税）

第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一～四の六 （略）

四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八～三十九 （略）

2～3 （略）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 （略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～十の六 （略）

十の七 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の八～四十五 （略）

3～10 （略）

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一条の三十四 （略）

2 （略）

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一～十の六 (略)

十の七 第十号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十の八～二十九 (略)

4～7 (略)

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百二条の二 (略)

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

●地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）（抄）

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 (略)

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一～五 (略)

六 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、乳児等通園支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業若しくは身体障害者の更生相談に応ずる事業又は同項第六号若しくは第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十五 (略)

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一～八 (略)

九 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令

で定めるものに限る。) が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、乳児等通園支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業若しくは同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを運営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業若しくは手話通訳事業若しくは同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号若しくは第七号に掲げる事業、同条第三項第一号若しくは第一号の二に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、乳児等通園支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事業又は同項第四号の二から第六号まで若しくは第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。